

川俣町における避難指示区域の見直しについて

平成 25 年 8 月 7 日
原子力災害対策本部

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、川俣町において設定された避難指示区域（計画的避難区域）について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定）に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。

(1) 町内の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に見直す。

(2) 上記(1)の見直しは、平成25年8月8日午前0時に行う。

※ 今回の見直し対象区域については、参考1及び参考2参照。

2. 本決定を踏まえ、川俣町長に対し、別添2のとおり指示を行う。

以上